

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈良土木事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和七年七月十五日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 公共測量（基準点測量及びUAVレーザ測量）

二 測量の地域 奈良市米谷町

三 測量の期間 令和七年六月二十日から同年十二月二十六日まで